



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 119/2020年11月号

発行日：2020年11月30日

早いもので、間もなく12月を迎えます。今年はコロナ禍で、今までは想定しえなかったことが数多く起こり、自粛気味の中でも目まぐるしく、慌ただしい一年であったと思います。

感染拡大は、留まることを知らず、不安な年末を過ごさざるを得ない方も多いと思いますが、心を強く持って、元気に年末の繁忙期を乗り越えたいものです。

I. 最新情報（2020年10月1日～2020年10月31日）

1. 業種別委員会

特になし

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

特になし

5. IT 関係（IT 委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020年10月28日	実務指針	IT委員会実務指針第4号「公認会計士業務における情報セキュリティの指	日本公認会計士協会（IT委員会）は、10月23日付けで、「IT委員会実務指針第4号「公認会計士業務における情報セキュリティの指針」及びIT委員会研究報告第34号「IT委員会実務指針第4号「公認会計士業務における情報セキュリティの指針」Q&A」の改正につ	2021年4月1日

		針」及び I T 委員会研究報告第 34 号「I T 委員会実務指針第 4 号「公認会計士業務における情報セキュリティの指針」Q & A」の改正について	<p>いて」を公表しましたのでお知らせいたします。</p> <p>前回の改正（2016 年 7 月 25 日）以降、I T の進展は一層加速しており、全ての情報技術への対応を中心に規定を設けることは対応の網羅性・迅速性の観点からむしろ望ましくないとの考え方の下、業務及びそこで取り扱う情報資産の量・質に応じた継続的なリスクアセスメントを行う整理に変更し、全体的な見直しを行っています。</p> <p>また、クラウドサービスをはじめとする外部のリソース利用が一般的になり、セキュリティリスクも増加していることから、委託先管理に関わる規定を拡充するなど、各種個別論点についても見直しを行っております。</p>	
--	--	--	--	--

6. その他

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020年10月2日	その他	「Q&A 収益認識の基本論点」(第5回)の公表	<p>「Q&A 収益認識の基本論点」第5回を作成しましたので、お知らせいたします。</p> <p>これまでに公表した論点1～11に続き、今回公表する論点は下表の論点12、13となります。</p>	—
2020年10月9日	その他	「Q&A 収益認識の基本論点」(第6回)の公表	<p>「Q&A 収益認識の基本論点」第6回を作成しましたので、お知らせいたします。</p> <p>これまでに公表した論点1～13に続き、今回公表する論点は下表の論点14～16となります。</p>	—

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

「監査上の主要な検討事項」の早期適用事例の分析結果について

2021年3月期から上場会社等の監査にあたっては、独立監査人の監査報告書に監査上の主要な検討事項(KAM)を記載することとなっており、各社においては、主要な検討事項の選定や記載内容についての検討がなされていることと思います。

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

日本公認会計士協会より、2020年10月12日に監査基準委員会研究資料第1号「監査上の主要な検討事項」の早期適用事例分析レポート」が公表されました。

この研究資料は、2021年3月期から上場会社等の監査に強制適用される監査基準委員会報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」に基づいて「監査上の主要な検討事項」を独立監査人の監査報告書に記載する上で参考となる情報等を提供するために、2020年3月期までの早期適用事例の分析等を行ったものです。

今回はこの内容について簡単に確認したいと思います。

①2020年3月期におけるKAMの早期適用状況

2020年3月期においては48社が早期適用を行っていました。

KAMに記載のあった監査領域としては、連結102件、個別48件のうち、下記の通り、会計上の見積もりに関する事項が多数を占めていました。

固定資産の評価：連結19件、個別5件

のれんの評価：連結17件、個別0件

貸倒引当金の見積もり：連結11件、個別4件

また、その他では、収益認識や組織再編、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響などについて記載があった。

また、会社ごとのKAMの個数は、1件記載：10社、2件記載22社、3件記載13社、4件以上2社となっていました

②KAM記載内容の全般的傾向

KAMの記載内容については、当初検討時点では、企業が未公表の情報を記載せずにKAMを記載することが困難と見込まれておりましたが、早期適用事例においては、未公表の情報がKAMに記載された事例はほとんどありませんでした。ただし、多くの事例でKAMの記載に至る過程において、経営者及び監査役等と監査人の間で追加的な開示に関する協議が行われ、有価証券報告書等で追加的な開示がなされていました。

また、KAMの記載事項として、①KAMの内容、②当該事項をKAMであると判断した理由、③当該事項に対する監査上の対応を記載する必要がありますが、監査上の対応において、「監査人による手続きの結果に関連する記述」または、「当該事項に関する主要な見解」の記載がなされた事例はありませんでした。

③KAMの記載をより有意義にするための留意事項

監査過程を通じて監査役等と十分なコミュニケーションを実施し、継続的な見直しを行うことが必要とされております。

また、記載の前提となる財務諸表の注記事項、有価証券報告書における記述情報の開示等を合わせて充実させることが重要です。

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

事例にもあるように、KAMの内容については、会計上の見積もりに関することが多くなってくると思われます。すでに、監査人と経営者、監査役等との協議は進んでいることとは思いますが、平易かつ丁寧に、また、画一的な記載とならないように検討することが必要です。

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703